（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　組合員の外国子会社に対する資金の貸付け

第十四条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第七号」を「第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第三号に規定する外国子会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第二号において「外国法人等」という。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一　組合員がその総株主等の議決権（外国における協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。次号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの

二　その本国（当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、組合員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において当該組合員と密接な関係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの

第十五条第一項中「（昭和二十四年法律第百八十三号）第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「六十五万六千円」を「六十五万円」に改める。

第三十四条第一号中「六十一円三銭」を「五十九円六十九銭」に改める。

別表第五の下欄中「千七百九十八円二十一銭」を「千六百二十三円九十四銭」に、「千二百十六円四十四銭」を「千九十八円五十五銭」に、「千百十円六十六銭」を「千三円二銭」に、「千五十七円七十七銭」を「九百五十五円二十六銭」に、「七百九十三円三十三銭」を「七百十六円四十五銭」に、「百十七円五十三銭」を「百六円十四銭」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　平成二十五年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十四年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条の九の三第一号中「十七万円」を「十四万四千円」に改め、同条第二号中「十三万九千六百円」を「十一万二千三百円」に改め、同条第三号中「十万千二百円」を「八万三千円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。